

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：24件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ塔除染水用供給元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
2	1号機	1・2号機電気ボイラー起動用変圧器（A）の呼吸器用シリカゲル（吸湿剤）に吸湿が認められたため、当該シリカゲルを交換	対象外	
3	1号機	保安検査官による記録確認の際、運転操作員が作成する運転日誌に記載されるべき事項の一部に記載漏れが認められたため、当該日誌を訂正	GⅡ	
4	1号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）海水側配管ドレン弁（2次弁）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
5	1号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置膨張槽のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
6	1号機	不活性ガス系原子炉格納容器内温度記録計の測定点No. 6（安全弁周囲温度）に指示値不良が認められたため、調査後対応検討	GⅢ	
7	2号機	水素・酸素注入設備酸素出口圧力指示計に指示値不良が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	GⅢ	
8	2号機	給復水系電動機駆動原子炉給水ポンプ軸受温度記録計の記録紙送り機構部より異音の発生が認められたため、当該温度記録計を点検・修理 なお、記録計機能に影響なし	対象外	
9	3号機	取水設備スクリーン除塵装置トラベリングスクリーンの圧カスイッチ用フレキシブル電線管に接続金具の破損が認められたため、当該フレキシブル電線管を修理	GⅢ	
10	4号機	所内電源設備480V電源盤取替工事に伴う既設制御ケーブルの導通確認作業において、仮設電源にて運転中のポンプ2台（原子炉補機冷却系ポンプ（A・C））の制御ケーブルを誤って解線する事象が発生したため、対応検討 なお、当該系統に影響はなかった。	GⅡ	
11	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット流体継手冷却器（B）用の冷却水温度調節弁後弁点検において、弁体シート面に微細な割れが認められたため、対応検討	GⅢ	
12	5号機	主復水器（C）点検におけるチューブ（伝熱管）上部の養生作業において、養生材を落下させチューブ1本を損傷させる事象が発生したため、当該チューブに閉止栓を取付け及び対応検討	GⅡ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	5号機	中央制御室制御盤（PNL9-91）の制御配線端子台の端子締め付けネジ1個にネジ山つぶれが認められたため、当該ネジを交換	対象外	
14	5号機	原子炉計装元弁（操作ハンドル取外し運用弁）の操作に伴い操作ハンドルを取付けようとした際、操作ハンドル締め付けナットの固着により取付できないことが認められたため、当該部を点検	G III	
15	6号機	原子炉冷却材再循環系（B）潤滑油装置に油ミストフィルターの「差圧高」警報が発生したため、当該油ミストフィルターの差圧検出スイッチ及び油ミストフィルターを点検	G III	
16	6号機	原子炉冷却材再循環系電動機・発電機セット（A）冷却系冷却水ポンプ（A）の入口ストレーナ前排水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
17	6号機	原子炉冷却材再循環系電動機・発電機セット（A）冷却系熱交換器の淡水側入口配管の排水弁又は排水配管に詰まりが認められるため、当該排水弁及び配管を点検・清掃	G III	
18	6号機	加熱蒸気系所内ボイラー蒸気溜蒸気取出元弁の弁蓋フランジ部より水（凝縮水）の滴下が認められたため、受け容器を設置及び当該弁蓋を増し締め	G III	
19	6号機	液体廃棄物処理系機器ドレン補助ろ過装置監視盤の状態表示パネルに表示不良が認められたため、当該表示パネルを点検・修理	G III	
20	集中環境施設	共用サブプレッションプール水サージタンク（B）室の誘導灯1灯に点灯不良が認められたため、当該誘導灯を点検・修理	対象外	
21	集中環境施設	洗濯廃液系ろ過器（C）に詰まり傾向が認められたため、当該ろ過器のフィルターを清掃	G III	
22	集中環境施設	洗濯廃液系ろ過器（A）に詰まり傾向が認められたため、当該ろ過器のフィルターを清掃	G III	
23	集中環境施設	廃液乾燥固化系造粒固化体貯槽（B）ペレット投入口にペレットの堆積による詰まりが認められたため、当該投入口周りのペレットを処理	対象外	
24	集中環境施設	高温焼却炉設備の点検実績確認において、窒素製造装置用空気圧縮機を平成21年9月より平成22年8月まで停止していたが、当該期間中における同空気圧縮機の点検（半年毎）を不要とする手続きが未実施であることが確認されたため、対応検討	G II	